

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 添付書類

	必要部数
1 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書	1
2 特例適用農地等の明細書	1
3 登記事項証明書（全部事項証明書）※3カ月以内のもの	1
4 申請地の附近見取図（住宅地図等の写し）	1
5 農地法第3条許可書(写)	1

（以前に農業委員会による農地法第3条第1項による許可が必要になります。）

その他

【生産緑地の場合】

- 1 生産緑地地区内である旨の証明書(写) 1
(都市一課生産緑地担当で発行しています)

※ 贈与する人の要件

- 1 農地等の贈与の日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人
- 2 過去に納税猶予の特例を受ける生前一括贈与を行っていないこと

※ 贈与を受ける人の要件

- 1 贈与する者の推定相続人の1人で、贈与により農地等を取得した日において年齢が18歳以上
- 2 その贈与の日まで引き続き3年以上農業に従事
(大学・高等学校で農業に関する学科を学んでいた期間及び学生、生徒又は給与所得者等として農繁期及び休祭日等に農業に従事していた期間も含まれます。)
- 3 その贈与を受けた後、速やかにその農地等によって農業経営を開始
- 4 効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを満たす農業経営を行っていること

※ 各種証明書等の原本還付を受けようとする場合、原本とコピー1部を提出し、原本を還付します。

【その他、各種届出について】

- ・ 農地法第3条の3第1項による届出をお願いします。(提出先：農業委員会)
- ・ 生産緑地である場合には、「主たる従事者の変更届」の提出をお願いします。
(提出先：都市一課生産緑地担当)